

雲南市事業復活支援金について

(1) 事業の目的と概要

新型コロナウイルス感染症の長期化により事業者への更なる支援が必要であり、国の事業復活支援金に該当しなかった事業者へ支援金を給付する。

(2) 対象者

- 雲南市内で店舗、事業所を構える事業者で、国の事業復活支援金の売上げ要件の対象とならなかった事業者
- 令和 3年11月～令和4年3月(対象期間)のいずれかの月(対象月)の売上げが平成30年11月～令和3年3月(基準期間)の間の任意の同じ月(基準月)の売上げと比較して **20%以上30%未満減少**した事業者
(国の事業復活支援金は30%以上減少した事業者が対象)

(3) 給付金額

- 基準期間(※1)の売上げ－対象月(※2)の売上げ×5か月分

※1 基準期間：平成30年11月～平成31年3月
令和 元年11月～令和 2年3月
令和 2年11月～令和 3年3月

※2 対象月：令和 3年11月～令和 4年3月(対象期間)のいずれかの月

○給付上限額

- ・法人 基準月を含む事業年度の売上げ

1億円以下	200千円
1億超～5億円以下	300千円
5億円超	500千円
- ・個人 100千円

(4) 事業費

25,500千円